

古風土記研究序説

——成立論の再検討——

橋本雅之

一

現存の古風土記は、『統日本紀』和銅六年五月甲子条、

畿内七道諸国、郡郷名著「好字」。其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録「色目」、及土地沃瘠、山川原野名号所由、又古老相传旧聞異事、載「于史籍」言上。

という内容の官命に基づき編纂されたと考えられている。現存する五風土記の内容を整理してみると、精粗の差はあるが、概ねこの官命にみられる五項目の要求事項が含まれており、『統紀』の記事を風土記編纂の官命とみることは妥当であると考えられる。

ところで和銅六年とは、『古事記』（以下、『記』）成立の翌年であり、『日本書紀』（以下、『紀』）の成立に七年先立つ。古風土記が、『記』『紀』（二書を一括する場合は、記紀）編纂に挟まれて企画されたことは、この文献がもつ歴史的・文学史的意義を考える上で見逃すことが出来ない。記紀と古風土記の記事を比較してみると、九州風土記と景行紀の記述、『常陸国風土記』における倭武天皇巡狩説話と、記紀の倭建命東征説話、あるいは出雲神話における大蛇退治や国譲り神話の有無など、興味深い問題があることが見て取れる。即ち両者には、直接、間接を問わず共通性が存在すると考え得る面と、相異なる独自の面があるわけである。

古風土記と記紀が接近した時期に成立していることを考えるならば、それらの共通性とは、単に記述の類似などではなく、いわば時代の歴史認識とでも呼ぶべき共通の基盤を前提に成り立った、文献の相互関係そのものであると思われる。と同時に、他とは違った記事を含み持つ点に、それぞれが独自の立場に立つて自己主張を展開していることも、また事実である。

昭和五十年代以降、記紀の作品論的研究は飛躍的に進展した。その研究は、記紀を異なる主題を持つ作品と捉え、それぞれの作品の内的統一を明らかにしつつある。記紀の研究の進展は上代文学史の再認識を要求しており、その中には当然古風土記も含まれるであろう。にもかかわらず、古風土記の成立や、その文学史的意義に関する研究は、昭和三十年代からさほど変化していない。記紀の成立に挟まれて古風土記編纂の官命があるという、他ならぬ律令制の内部で進められたそれぞれの企画が、まったく無関係であったとはとうてい考えられない。もちろん、それぞれの作品的な質は当然のことながら違いがある。しかし、そのような違いをも含めた全体を考える時、そこに風土記の存在は避けて通れないものと思う。このような、共時的な環境の中において問題を考えたとき、古風土記の研究のみが従前通りであつてよいはずがない。平成十一年に刊行された『古事記の現在』（神野志隆光氏編、笠間書院刊）は、『記』の研究が新しい段階に入ったことを示している。しかしそこでは、『紀』や『古語拾遺』などが取り上げられることはあるが、風土記は完全に疎外されている。上代の他文献における研究の進展を踏まえて言うならば、古風土記の編纂意図や各国風土記が描こうとした世界についての問題が再検討されて然るべきであると考ええる。先にも述べたように、記紀及び古風土記が和銅から養老にかけて成立もしくは意図される背景には、その時代に形成された歴史認識の力が大きいように私には思われる。その歴史認識が、それぞれの主題にそつて表現されたのが記紀であり風土記であると考ええる。ここに言う歴史認識については別に検証し論じなければならぬが、それは『記』や『紀』の作品論的研究によつて明らかにされた作品としての独立性を確認しつつ、それらの作品を生み出した歴史意識の全体構造そのもの

であると考えている。古風土記の存在意義も、このような視点から考えることが可能であると思う。本稿はこのような視点の上に立って、古風土記の主体性と記紀との相互関係を再検討してゆくための基礎的考察である。本稿においては、従来の古風土記成立に関する諸説を整理し、その問題点と今後の展望を見通してゆくことを目的とする。記紀を含めた全体性を考えるためにも、古風土記の文献としての在り方を明確にする必要があるのみならず、記紀の作品論的研究に比して、かかる立場からの考察はまだまだ充分でないと考ええるからである。

二

本稿の冒頭に掲げた和銅官命で報告を要求されているのは、

- ①地名に好字を付けること
- ②産出・生息する鉱物植物動物のリストを挙げること
- ③地味の沃礫を記すこと
- ④地名の由来を報告すること
- ⑤古老が伝える過去の出来事を報告すること

の五項目である。これら五項目の要求は、①②③と④⑤がそれぞれ一つのまとまりを成すものと考えられる。①では好字という文字選択の価値的意識を持つものの、基本的には行政地名の確定にあると思われる。また②③は、地方経済の基礎的記録を意図するものといえる。すなわち①②③は、いずれも現在の地方行政に関する実質的な報告事項である。それに対して後者は、地名の由来や古老の伝承という、過去の出来事の記録を目的とする事項である。現存五風土記において、精粗の差はあるが、おおむねこの五項目の内容が含まれていることはこと衆目の一致するところである。さらに、その中でも④⑤が風土記の特色をなすことについても異論のないところであろう。

以上のことを確認した上で、和銅官命に基づく古風土記の編纂意図に関するこれまでの主要な説を、整理して次に掲げる。

A説 『隋書』『経籍志』に記す「諸郡物産土俗記」・「諸州図経」などの地誌を範として成立したと考える^{注1}

B説 わが国に『漢書』などの中国の史書に匹敵する史書編纂の意図があり、『日本書紀』がその紀にあたり、風土記は「地理志」の編纂を意図したと考える^{注2}

C説 地誌的外来書・中国史書・『山海経』などさまざまな漢籍の知識が総合され、政治的企画のみならず地誌作成の目的をもって編纂されたと考ええる^{注3}

D説 大陸の典籍の地方記事の広い知識了解の上^{注4}に立つて、わが国の地方政治を大化の改新の意図に沿って整備しようとしたと考ええる^{注4}

以上の諸説について考えてゆきたい。まず、A説は『隋書』『経籍志』に記す「諸郡物産土俗記」・「諸州図経」などの地誌を範とする、とする論であり、岡田正之氏『近江奈良朝の漢文学』をはじめとする諸氏によって提唱されている。また、早く坂本太郎氏も敦煌出土の「沙州図経」の記述と、わが国風土記の記載様式の類似に注目し、中国地誌の影響について注意を促している^{注5}。この立場において、最も詳細に論を展開したのは、吉野裕氏の東洋文庫『風土記』解説である。氏は「それは周処『風土記』などの比ではなく、むしろ南北中国を統一して強大を誇った隋帝国の最後の皇帝いわゆる『日没する処の天子』といわれた煬帝の地誌編纂事業と対比されるべきものであった。(中略)すくなくとも中国風な紀伝体の正史編修法が確立されていなかった日本では、地理志(伝)的なものを受けつぐわけにはいかなかったのである。」と述べる^{注6}。この論で注意すべきは、中国正史に見られる「地理志」と、煬帝の地誌編纂事業を明確に区別し、風土記が中国史書の「地理志」の影響に成立したと見ることを否定していることである。その他、森鹿三氏や志田諄一氏もおおむねこの立場から風土記編纂を捉えている。

これに対して、B説はA説がその影響を認めない、中国正史を記す文献との関係を重視する。この立場を採る三浦佑之氏は、古代大和王権が国家になるために、中国に範を仰ぎながら法と歴史を整備してゆくという視点から、『日本書紀』を『日本書』の一部として編まれた書物だとする。そして風土記について「八地理志」の構想は、結果的には、いわゆる『風土記』撰録として結実することになったらしい。(中略)各国に対して出された史籍の編纂命令(橋本注、和銅六年の官命)は、その時期から考えても内容からみても、間違いなく『日本書・志』の構想を実現するための資料を収集する目的で企てられたものである」と述べ、風土記が「地理志」として構想されたことを積極的に主張する。秋本吉徳氏もこの立場に立つ。近年ではこの説が認められつつあり、植垣節也氏の新編古典文学全集『風土記』でもこの説が採られている。

A・Bの両説は、中国文献からの影響を考える点では一致するものの、風土記が何をどのように受容して成立したのかという基本的な見解において大きな隔たりがある。これは、二つの説がそれぞれ、中国における地誌作成の特定の立場に依拠した結果、生じた違いである。この二説に対して、C説は広く漢籍受容の中で風土記の編纂を考えようとするものであり、小島憲之氏によって論じられた。小島氏の考察は詳細をきわめ、まず風土記の命名の由来の考察からこの問題を説き起こし文献の生成過程に至る。ここでは、和銅官命に記された語句の検討をはじめ漢籍に見られる多くの地理的記述とわが国風土記の類似性が指摘されている。そこで挙げられた漢籍は、A・B両説が挙げたものを含むのみならず、『山海経』や『神異経』などにも及ぶ。それらの考察を通じて「地誌的外来書を学んだ上代人の知識、中国史書にみる地誌の条の利用などが総合され、政治的企図のほかに、単に地誌編纂の目的としても、次第に和銅の詔の内容を決定するやうに至つたものと思はれる」、さらに、「述作物として内容体裁を整へ、文字に残すために漢籍(図経類を含む。)を模範とすることは、日本書紀などと同様であり(百濟よりの未詳地理書伝来の記事も推古紀十年十月にみえる)、やはり述作のためにこれらを参考として利用したことは、当然のこととして認めるべきである」と述べ、

前記A・B兩説が、中国における特定の地誌編纂事業と関連づけようとするのに対して、わが国における地誌編纂の気運を背景とし、漢籍受容全般の知識が風土記の述作に利用されたとする。ここに前記二説との違いをみる。

さてA・B・C説は、それぞれ見解の相違はあるものの、漢籍に足場を置く点で共通している。それら、上代散文が多かれ少なかれ、漢籍の教養を基盤として成立しているという認識に基づくものといえる。これらの説に対して、D説は、漢籍の影響を考慮しつつも、むしろわが国の内的な要因を重視するものである。この立場の代表的研究は、秋本吉郎氏である。秋本氏は和銅官命の史的背景として、国の置廃・郡の新置・駅制新設などをあげ「和銅六年は、事地方に關しては、大化の改新による新制が補正改訂せられて整備してゆく初期に當つてゐる。この時において、地方の様態を明らかにし確かにしておくことは、中央政府の爲政者にとつて必要事でないならぬ。この必要が、畿内七道諸國の全國にわたる、かつて例を見ない大規模な地方誌的記録を要求する官命指令の発令せられるに至つた最大の理由であつたと解される」と述べ、さらに漢籍からの影響については「大陸地誌類の中に、わが和銅の官命と同じ五項目をとり揃へ、その五項目限りの事項を記載した書、すなはち、わが官命の直接所拠と認められる如き典籍は、小島氏（橋本云、小島憲之氏）の博搜を以てしても見出されないのであり、（中略）わが地方誌編述の企画、官命は大陸典籍の直接模倣ではないのである。大陸の典籍に關する記載事項の広い知識了解の上に立つて、われに必要と観ぜられる事項の記載を要求したといふべきで、本質的には大陸的なあり方を範と仰ぎつつ、わが地方政治を中央集権的に大化の改新の意図に沿つて整備しようとするところにあつたことを認めねばならない」と論じられ、^{注9}風土記の成立について内的要因の大きさが重視されている。近年、神尾登喜子氏が律令文学という視点から風土記の問題を論じておられる。氏は「国土形成は、『風土記』にもいえることであつて、各國の地誌は、天皇の天下の支配、国土統一の達成を目標としている」とし、また『風土記』は、和銅の官命に記された項目を主軸として、各國の地名起源の傳承と、神々の祭祀起源に關わる傳承を主に蒐集することによつて編集される。それは、各國が如何なる國勢であるかを、

都すなわち天皇が把握するだけのことを目的としているのではない。前述したように、天下と国土の整備との問題において、天地四方を統べる天皇の理念に関わることとしてある。ここに天皇とその国家を支える律令制の問題を認めることができる。そのことにおいて、律令精神と「風土記」とは結合しているのである。」と述べる。^{注10} 秋本氏とは必ずしも同じ立場とは言えないが、わが国の歴史と律令制との相互関係を重視するという点において、やはり漢籍の影響よりむしろわが国の内的要因を重視する立場と考えてよいだろう。

個々の所論についてさらに考えねばならないこともあるが、それらについては必要に応じて考察することにし、次節では、諸説の問題を整理し成立に関する本稿の基本的立場を述べてみたい。

三

さて、前節に紹介した諸説の中で、近年ではB説が有力な考え方として定着しつつあることはすでに述べた。しかしながら、風土記研究の基礎となる編纂の目的や編纂思想について、必ずしも共通理解があるわけではない。D説は他説に比べて、漢籍の影響を大きく捉えないところに特徴がある。秋本・神尾両氏ともに、それぞれの観点から風土記の主体性を追求されている。特に秋本氏は、和銅官命に対応する各国風土記の記事を詳細に検討されている。現在においても、秋本氏の研究は風土記の記載内容を考える場合の基礎であると認められる。しかしながら、風土記という地誌的な文献の述作にあたって、先行する中国の地誌的文献からの影響はやはり否定できないと思われる。さらに言うなら地誌という概念——地理的実態や地方伝承を文章として記述するという考え方とその方法——が、いかにしてわが国で形成されたかを考える時、それは漢籍の受容なくしてなかつたのではなからうか。その意味において、風土記の成立の果たした漢籍受容の役割は、記紀よりもむしろ大きかつたのではないかとさえ思われる。やはり漢籍の影響を抜きにしてこの問題を考えることは出来ないであろう。D説に見られる内的要因の追求は、そのような立場

からの考察を踏まえてなされねばならないと思うのである。

このD説に対して、A・B・C説は漢籍との関連を考える。A・B・C説の違いは、一口で言うなら中国からの影響を、どの点に求めるかという考え方の違いとして把握される。A・B説は、それぞれ中国における地誌編纂の思想や、歴史書の構成そのものを範として仰ぐとみるもので、そこに挙げられた『隋書』『経籍志』に記す「諸郡物産土俗記」・「諸州図經」・「漢書」「地理志」などと、風土記の記述との間の対応を吟味するといった、文献相互の関係については考察されておらず、むしろ理念的な影響を重視するものと思われる。もちろん理念的な影響を考えることは重要であるが、これらの説は編纂思想の理念的考察を先行するあまり、そこに挙げられた漢籍からの影響について実証的手続きが十分とは言えない。状況的には、A・B両説ともに蓋然性を持つだけに、逆にこれらの説の実証性の低さは、説得力を欠くものとなっている。C説として挙げた小島氏の研究は、漢籍受容という視点からなされた本格的な編纂論であるが、特定の漢籍からの影響を認めない点に特色がある。A・B両説が、見解を異にしながらも、中国の地誌編纂の成果が直接わが国風土記の編纂に影響を与えたと考えているのと一線を画している。小島氏が直接の影響について極めて慎重な態度をとられるのは、秋本氏の先の引用にも「大陸地誌類の中に、わが和銅の官命と同じ五項目をとり揃へ、その五項目限りの事項を記載した書、すなはち、わが官命の直接所拠と認められる如き典籍は、小島氏の博搜を以てしても見出されぬ」あるように、学典論的な立場からみて、わが国風土記の典拠といえる文献が見当らないことにも理由があるろう。しかし、小島氏の論は、そのような消極的な理由からのみ、風土記の生成を捉えているのではない。むしろ、上代における漢籍受容の中から地誌的概念が形成されてゆく過程を重視されているのであり、漢籍受容からみた風土記の形成に関する基礎的かつ重要な考察であると認められる。風土記の編纂意図や成立についての考察は、基本的には小島氏が明らかにされた立場を継承して考えられねばならないと思う。

以上、これまでの風土記編纂に関する諸説を整理し、その問題となる点を考えてきた。そしてその上で、風土記編纂の考察は、まず漢籍の受容という視点からなされるべきであることを述べた。そのような視点からの考察を踏まえて、風土記の文献としての性格を把握した上で、本稿冒頭において述べたように、さらに記紀との相互関係を考えてゆかねばならないと思う。本稿は、そこに至る予備的考察である。最後に、今後の最優先の課題について述べ、本稿のまとめとしたい。

風土記編纂についてまず再検討しなければならないのは、やはり和銅官命の内容であろう。とりわけ、この官命に「古老相伝」という、漢籍に典故をもつ語句が使われていることは、今一度検討する余地があるものと思う。現存風土記はいずれも「古老相伝」の説話を中心に記述している。このことは、風土記における「古老相伝」の重要性を如実に語っている。そのようにして考えるならば、和銅官命に記された「古老相伝」は単なる文飾などではなく、風土記編纂の根本に関わる語句として把握できるであろう。そこでまず「古老相伝」の漢籍における特色を見直す必要があるものと考ええる。これについては別稿を予定しており、そこにおいて検討してゆくことにし、ひとまず稿を終えた

注

- 1、①岡田正之氏『近江奈良朝の漢文学』（養徳社刊、一九四六年十月）
- ②吉野裕氏『風土記』解説（平凡社東洋文庫、一九六九年八月）
- ③森鹿三氏『風土記雑考』（『東洋学研究 歴史地理篇』同朋舎、一九七〇年十一月）

- ④岩橋小彌太氏『増補上代史籍の研究』上（吉川弘文館、一九七三年三月）
- ⑤志田諄一氏『風土記の世界』（教育社、一九七九年九月）
- ⑥坂本太郎氏「風土記について」（坂本太郎著作集『風土記と万葉集』、吉川弘文館、一九八八年十月）
- ⑦秋本吉徳氏「風土記研究の地平」（『日本文学』一九八一年十月）
- 2、
- ⑧林三郎氏「風土記・上代歌謡と中国文化（一）」（『中国文学論叢』第十号、一九八五年三月）
- ⑨三浦佑之氏「法と歴史と地誌」（『古代文学講座10』『古事記 日本書紀 風土記』勉誠社一九九五年四月）
- ⑩新編古典全集『風土記』解説（小学館、一九九七年十月）
- 3、
- ⑪小島憲之氏『上代日本文学与中国文学』上「風土記の述作」（『稿書房刊』一九六二年九月）
- 4、
- ⑫秋本吉郎氏『風土記の研究』（ミネルヴァ書房、一九六三年十月）
- ⑬神尾登喜子氏『古代律令文学攷』（おうふう刊、一九九六年三月）
- 5、注1前掲書⑥
- 6、注1前掲書②
- 7、注2前掲書⑨
- 8、注3前掲書⑪
- 9、注4前掲書⑫
- 10、注4前掲書⑬